

イベント・会議開催の基本方針

鎌ヶ谷市新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年5月26日（令和3年10月18日改訂）

1 イベント開催の方針について

(1) 市主催のイベント

11月以降通常どおり開催しますが、利用人数の制限など、具体的な基準は、国・県の考え方等を基に別途示します。各施設においてはこの基準に基づき、個別に基準を設けることとします。

(2) 市以外の団体等が主催するイベント

市主催のイベントと同様の対応への協力を要請するものとします。

(3) イベントなどを実施する場合に注意すべき事項

感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の変異株については、すべての年齢層において重症化する懸念があることから、感染防止対策に万全を期すものとします。

2 会議開催の方針について

市主催の会議については、11月以降通常どおり開催します。

3 イベント・会議開催の際の感染防止対策

- ア 「3つの密」の回避
- イ 出席者のマスクの着用
- ウ 発熱、咳など風邪症状等のある方の出席自粛
- エ 手指消毒の徹底
- オ 出席者の間隔の確保
- カ 定期的な換気の確保
- キ 内容の簡素化等による時間短縮
- ク 参加者の連絡先の把握